

原議保存期間	5年(令和12年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	5年(令和12年12月31日まで保存)

交 指 乙 達 第 70 号
令 和 7 年 12 月 2 日

関係所属長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

自動車安全運転センターに対する交通事故証明資料の提供方法等の全部改正について(通達)

対号 平成7年3月20日付け交指乙達第83号「自動車安全運転センターに対する交通事故証明資料の提供方法等について(通達)」

自動車安全運転センター(以下「センター」という。)に対する交通事故(車両等の交通による人の死傷又は物の損壊を言い、道路外で発生したものを含む。)に関する資料の提供については、同センターの適正かつ円滑な運営を期するため対号のとおり実施してきたものであるが、交通事故証明業務の資料提供に関する留意事項の追加等の見直しを行い、下記のとおり取り扱うこととしたので事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号については本通達発出をもって廃止する。

記

1 資料の提供方法

- (1) 交通事故に関する資料は、当該交通事故の捜査を担当した警察官が交通事故情報管理システムにより作成すること。
- (2) 電算処理した交通事故に関する資料のうち、交通事故証明業務に必要な資料を交通部運転免許課の端末から電磁的記録媒体に記録しセンターに提供すること。
- (3) 資料をセンターに提供した後、当該資料の内容に追加又は変更があった場合には、センターに通知するとともに改めて資料をセンターに提供すること。

2 交通事故証明に係る照会に対する措置

- (1) センターに資料を提供していない交通事故について、センターから照会があった場合には、次により措置するものとする。
ア 当該交通事故の事実を確認している場合には、1に定めるところにより速

やかに資料をセンターに提供すること。

イ 当該交通事故の事実を確認していない場合には、速やかにその旨をセンターに通知するほか、当該交通事故の事実を確認できた時点で、1に定めるところにより速やかに資料をセンターに提供すること。

(2) センターに資料を提供した交通事故について、センターから照会があった場合には、できるだけ速やかに調査して回答すること。

3 資料提供に際しての留意事項

(1) センターに提供する内容は、誤字脱字等が無いよう正確に作成するよう努めること。

(2) 殺人、傷害等故意犯の疑いのある事故、道路外で発生した事故、社会的反響の大きい交通事故、当事者の住所や電話番号等が記載された交通事故証明書が交付されることにより生命・身体等に侵害が及ぶおそれがある等の場合は、関係部門と十分協議した上で必要の無い事項や記載すると支障がある事項を省略するなど適切に対応すること。